

【鮭川村】 令和6年梅雨前線豪雨等による災害で被災された方の支援制度一覧

分野	番号	支援制度等	制度概要	り災 (被災) 証明書	り災証明書の基準（数値は損害割合） 「○」対象、「△」要件あり、「-」対象外						問い合わせ先 TEL 0233-55-2111 FAX 0233-55-3269	申請受付期限等
					床下浸水	床上浸水						
					一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上		
災害廃棄物の処理	1	災害廃棄物の受入れ	この度の災害で発生した災害ゴミを受入れます。旧鮭川中学校跡地を仮置場にしてあります。 ※免許証等による本人確認でも可とします。	必要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						住民税務課危機管理室 (内線113)	令和6年9月16日まで ※17日以降は個別に対応します
	2	災害廃棄物の運搬支援	自身で搬入が難しい方は、分別をして、自宅前などに出していただくと、後日村が回収します。	必要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						住民税務課危機管理室 (内線113)	随時
支援金の支給	3	被災者生活再建支援制度	災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度と再建方法に応じて支援金を支給します。 【支給額】 500,000円～3,000,000円 ※り災判定、住宅の再建方法、世帯構成によって異なります。 【申請期間】 ・基礎支援金 ※災害のあった日から13ヶ月 ・加算支援金 ※災害のあった日から37ヶ月	必要	-	-	-	○	○	○	住民税務課危機管理室 (内線111・112)	随時

【鮭川村】令和6年梅雨前線豪雨等による災害で被災された方の支援制度一覧

分野	番号	支援制度等	制度概要	り災 (被災) 証明書	り災証明書の基準（数値は損害割合） 「○」対象、「△」要件あり、「-」対象外						問い合わせ先 TEL 0233-55-2111 FAX 0233-55-3269	申請受付期限等
					床下浸水	床上浸水						
					一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上		
損壊家屋の 解体	4	公費解体	罹災証明等で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された家屋の解体撤去を村が行います。	必要	-	-	○	○	○	○	住民税務課危機管理室 (内線113)	令和6年9月30日まで
	5	自費解体	罹災証明等で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された家屋の解体撤去を自らで行ったものに対する補助をします。	必要	-	-	○	○	○	○	住民税務課危機管理室 (内線113)	令和6年9月30日まで
復旧補助 (農地・農業用施設を除く)	6	個人による復旧	住宅周辺において生活に支障をきたす被害があった場合の復旧にかかる経費（業者への委託料も含む）を補助します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						住民税務課危機管理室 (内線111・112)	令和6年10月31日まで
	7	共同作業による復旧	共同で作業する際に必要となる資材購入費や重機レンタル料（業者への委託料も含む）を補助します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						住民税務課危機管理室 (内線111・112)	令和6年10月31日まで
	8	小規模企業者による復旧	事務所において経営に支障をきたす被害があった場合の復旧にかかる経費（業者への委託料も含む）を補助します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						住民税務課危機管理室 (内線111・112)	令和6年10月31日まで
家屋の消毒	9	消毒物品の貸出	床上浸水した家屋の消毒に、物品を貸し出します。高齢者のみ世帯や体の不自由な方は相談ください。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						健康福祉課健康推進係 (内線136)	随時

【鮭川村】 令和6年梅雨前線豪雨等による災害で被災された方の支援制度一覧

分野	番号	支援制度等	制度概要	り災 (被災) 証明書	り災証明書の基準（数値は損害割合） 「○」対象、「△」要件あり、「-」対象外						問い合わせ先 TEL 0233-55-2111 FAX 0233-55-3269	申請受付期限等
					床下浸水	床上浸水						
						一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満		
農地の復旧 補助	10	小規模災害農地復旧 事業	農地田面の土砂撤去や畦畔の補修等、 農地の復旧を行う工事に対する補助を します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						農村整備課農村整備係 (内線276・277・278)	令和6年10月31日 まで
	11	小規模災害農業用施設 復旧事業	農業者が維持管理している施設（用水 路等、農道、ため池、揚水機等）の復 旧を行う工事に対する補助をします。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						農村整備課農村整備係 (内線276・277・278)	令和6年10月31日 まで
生活家電の 購入助成	12	生活家電・エアコン 購入助成事業	り災証明書で半壊以上に認定された世 帯で、洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エ アコンを購入される方に助成をします。	必要	-	-	○	○	○	○	農村整備課管理係 (内線274)	令和6年12月27日 まで
住宅の修理	13	住宅の応急修理	応急修理を行えば住み続けられる見込 みがある住宅について、日常生活に必 要な最小限度の部分の修理にかかる費 用を村から修理業者へ直接支払いま す。（被害の程度により、上限額が異 なります。）	必要	-	△	△	△	△	-	農村整備課管理係 (内線274)	受付中
仮住居の提 供	14	農家民宿「まつ乃」 の部屋提供	上大洲の農家民宿「まつ乃」の4部屋に 4世帯を受け入れます。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						鮭川村観光協会 (内線281・282)	受付中
税の減免等	15	村県民税の減免・森 林環境税の免除	り災証明書の被害の程度と前年の合計 所得金額に応じて村県民税を減免、森 林環境税を免除します。	必要	-	-	-	○	○	○	住民税務課税務係 (内線123・124)	随時
	16	固定資産税の減免	り災証明書の被害の程度に応じて対象 家屋分の固定資産税を減免します。	必要	-	○	○	○	○	○	住民税務課税務係 (内線123・124)	随時

【鮭川村】令和6年梅雨前線豪雨等による災害で被災された方の支援制度一覧

分野	番号	支援制度等	制度概要	り災 (被災) 証明書	り災証明書の基準（数値は損害割合） 「○」対象、「△」要件あり、「-」対象外						問い合わせ先 TEL 0233-55-2111 FAX 0233-55-3269	申請受付期限等
					床下浸水	床上浸水						
					一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上		
保険料の免除	17	国民年金保険料の免除	災害等によって住宅、家財その他の財産のうち被害金額がおおむね1/2以上の損害を受けられた方は、申請により国民年金保険料の納付が免除されます。ただし、注意事項もございますので、お問い合わせ下さい。	不要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象期間】 令和6年6月分から令和8年6月分まで</p> <p>【注意事項】：免除を承認された期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給額が減額されます。</li> <li>・国民年金基金・農業者年金資格が喪失されます。</li> <li>・付加保険料の納付ができなくなります。</li> </ul> </div>						健康福祉課介護医療係 (内線132)	受付中
児童・生徒への支援	18	児童・生徒への学用品の支給	災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具を支給します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						教育課教育総務係 TEL 0233-55-3051 FAX 0233-55-3053	随時
	19	児童・生徒の就学援助	災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費等を援助します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						教育課教育総務係 TEL 0233-55-3051 FAX 0233-55-3053	随時
鮭川村教育振興修学資金の返還猶予	20	鮭川村教育振興修学資金の返還猶予	現在、当該修学資金の返還中の方が、災害により返還が困難となった場合、返還を猶予します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						教育課教育総務係 TEL 0233-55-3051 FAX 0233-55-3053	随時
復旧補助 (農業用施設、農機具)	21	農業用施設、農機具の購入及び修繕に対する補助	大雨により、被災・破損したパイプハウス等の修繕資材や、農機具の修繕・購入について助成します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						産業振興課農政企画係 (内線251)	9/30(月)までに産業振興課に相談
復旧補助 (農薬購入)	22	農薬購入に対する補助	大雨又は大雨に伴う浸水・冠水により、新たに防除が必要になったものを対象に、農薬の購入経費を助成します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						産業振興課農政企画係 (内線251)	9/30(月)までに産業振興課に相談

【鮭川村】 令和6年梅雨前線豪雨等による災害で被災された方の支援制度一覧

分野	番号	支援制度等	制度概要	り災 (被災) 証明書	り災証明書の基準（数値は損害割合） 「○」対象、「△」要件あり、「－」対象外						問い合わせ先 TEL 0233-55-2111 FAX 0233-55-3269	申請受付期限等
					床下浸水	床上浸水						
					一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上		
復旧補助 (肥料購入)	23	肥料購入に対する補助	大雨又は大雨に伴う浸水・冠水により、新たに施肥が必要になったものを対象に、肥料の購入経費を助成します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						産業振興課農政企画係 (内線251)	9/30(月)までに 産業振興課に相談
復旧補助 (補植用 苗・種子購 入)	24	補植用苗・種子購入 に対する補助	大雨又は大雨に起因する土砂災害等により、補植又は再播種が必要になった際の苗・種子の購入経費を助成します。	不要	り災内容に関わらず、要件を満たせば対象となります。						産業振興課農政企画係 (内線251)	9/30(月)までに 産業振興課に相談